

# 第 90 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 90 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 5 月 8 日（金）18:57～19:28

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

## 1．開 会

## 2．議 題

### （ 1 ）実施要項（案）の審議

国民年金保険料収納事業（社会保険庁）

### （ 2 ）その他

## 3．閉 会

### < 出席者 >

#### （ 委 員 ）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

#### （ 社会保険庁 ）

運営部年金保険課国民年金事業室 後藤室長、中村室長補佐、加藤係長、山越主査、清川主査

#### （ 事務局 ）

佐久間事務局長、森山参事官

榎谷主査 ただいまから「第 90 回入札監理小委員会」を開催いたします。本日は社会保険庁の国民年金保険料の収納事業の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室の後藤室長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、15 分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

後藤室長 21 年 10 月実施分の国民年金事業の収納関係の内容につきまして、前回いただきました御指摘も踏まえまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。

資料 A - 5 をごらんになっていただきたいと思っております。要求水準の設定につきまして 2、3 点検討の御指示がありました。

1 点目は、新たに今回事業から加えることになりました免除を勧奨するという事業でございますけれども、あらかじめ私どもが持ち得ているデータで、いわゆるターンアラウンド方式による督促によって獲得したのも、要求水準の中に含めるということについての整理は、それでよいのかという話であります。

もう一点目は、滞納者データを今までは 2 か月の滞納を含む未納者ということでありましたが、納期限を過ぎた直後の未納者についても、データを開示するというふうに範囲を拡大させていただきました。そのときに多少のタイムラグはあるであろうけれども、そのタイムラグの間どの程度の収納が行われているのか。その数字が具体的にあれば、提供されるデータ量が推定できるのではないのかという御指摘でありました。

3 点目は口座振替の要求水準であります。口座振替の獲得そのものを要求水準にするということで御提案申し上げましたけれども、これは私どもの説明がかなり偏った説明になったと思っております。面談でない限りかなり困難だという認識に立たれたと思っておりますが、決してこういうことではありませんけれども、御指摘いただいたように訪問員が中心になるところを要求水準にいたしますと、参入の機会を妨げるということにはなりはしないかという御指摘でございます。

以上 3 点でございましたけれども、1 番目の免除勧奨の際に、免除が処理された件数を要求水準にさせていただくという点についてであります。免除というのは未納者の方々に納付の方法あるいは納付を免除される方法を適切に御説明した後に御選択いただくということでありますので、あらゆる機会にそういう場面が登場いたします。例えば市町村の窓口でもありますし、社会保険事務所の窓口でも実際にお客さんが見えになれば、そういったことがあります。

したがって、免除の促進につきましては国民年金制度が抱える独特の仕組みということでございますので、これは地方自治体あるいは社会保険事務所一体となってやるべき事業だということでもあります。

これは最終的にどの高さの免除該当者の方々をカバーできるかということが 1 つの目標でございますので、免除トータルで要求水準とさせていただき、仮に国が動くことによって獲得できたものも、その要求水準の中に含むということで、我々としてはこの高さをいかに高めていくのかということが 1 つの目標でありますから、御懸念の分も十分わかりますけれども、私どもとしては市町村であれ、国であれ、事業者の方であれ、処理されたものにつきましてはこれで要求水準

の中に含めていきたいと思っております。

2つ目の滞納者のデータでありますけれども、納期を越えた直後のデータが果たしてどれくらいあるかということでもあります。1か月以内、日数で申し上げれば30日あるわけですが、実は日々の納付動向というのはわかっておりません。例えばコンビニエンスストアでありますと、やはり月末25日をピークに納付の動向が見られるわけですが、納期限を過ぎた直後の1か月の間の納付動向は実はつかまえ切れれておりません。

しかしながら3%程度があるということで、10日のタイムラグを直線的に計算いたしますと、2%相当の未納者がデータとしてお渡しできるのではなからうかと見ているところであります。

この最後の行にありますけれども、最大値は全額未納者+未納者で7、8割と書いてありますが、実は人間個人個人をつかまえますとダブったデータになっておりますので、足し合わせると確かに1号被保険者の7、8割ということになりますけれども、人間実数でいきますと5割ちょっとくらいということになるかと思えます。

3点目でございますけれども、口座振替の要求水準でございますが、戸別訪問に限らずいかなる手法でも、そこを限定するわけではありませんけれども、できるだけいわゆる優良納付者にすることによって、翌年度の要求水準の内数に含めていけるということで、ある程度事業者の方のインセンティブもここに働くと私どもは見込んで、一定の要求水準を設定したらどうかという御提案を差し上げましたが、過去の実績をお見せいたしましたけれども、非常にばらつきがあるということでありますので、ここは獲得件数による成功報酬制を導入したいと思えます。

ここに書いてありませんが、つい先ほどでありますけれども、1つの懸念を検討いたしました。実はここで成功報酬としたときに、この成功報酬をどう事業者が評価するかということでもあります。積極的にここを取り組んだ場合に優良納付者がどんどん上がってくるという傾向があります。そうすると、一旦要求水準を決定する際に線引きした優良納付者層というのが変動するということが考えられます。あるいは口座振替なり優良納付者への説得がおろそかになると、優良納付者層が設定よりも低くなるという懸念があります。

いずれにしても、口座振替は1件当たりの成功報酬といたしますけれども、更に獲得しました納付月数の要求水準の中にも一定程度評価をしたらどうかということで、現在検討いたしまして、本日の資料には間に合っておりませんが、口座振替を1件獲得することによって、12か月分相当の要求水準への加算をしたらどうかと考えておりますので、ここで御披露申し上げます。

以上であります。

榎谷主査 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらよろしくお願ひいたしたいと思います。いかがでしょうか。

私の方からよろしいですか。今の資料A-5の回答の なんですが、どこであろうと、どこで努力しようと結果がよければそれでいい。そのとおりだと思うんですが、実際としてはそれぞれのトータルの金額というか件数について市町村が幾ら、社保庁で幾ら、事業者で幾らという数字は出てくるわけですね。

後藤室長 これは出ません。

榎谷主査 出ないんですか。

後藤室長 例えば 20 年度実績を分析しようとするときに、どの段階で未納者の方が手続をしたのかという、いわゆる入ってきたチャンネルは区分できることになっていなくて、最終的に承認された件数だけしかわからないということなので、それも 1 つの理由であります。

榎谷主査 なるほど。そういう意味ではデータの問題もあって、このような形をとったという趣旨だと理解してよろしいですね。

後藤室長 はい。

清川主査 すみません、補足をさせていただければ A - 6 の資料になるんですけども、2 枚目でございますが、免除業務の流れ図ということで付けてございます。

真ん中の四角の浮き出ているところが被保険者となっております、被保険者はそれぞれ青い線、黒い線、赤い線と、どの勧奨によって出したかというところは、この 3 種類の中のどこかになってくるわけですが、この 3 種類のどこから出てきたかというところ、緑の点線で囲っている 2 番のところですけども、ここの区分が今できる仕組みになっていないということでございます。

榎谷主査 わかりました。

それから、今度は 10 日ぐらいでデータが出てくるというか、対象だけ出てくるわけですね。そうすると口座振替というのはどうなんですか。例えば何か月も滞納している人に口座振替という話をしてもなかなか難しい部分があると思うんですが、例えば忘れていたという人が結構いるのではないかと思います。

そういう人たちにアプローチして、忘れるでしょうから口座振替どうですかみたいにやると、短いほど口座振替の可能性というのは多いということでもないんですか。今までの実態としてどうなんでしょうか。

中村室長補佐 お答えします。やはり未納月数の短い短期未納の方、そういった方が口座振替になる確率は、長期未納の方よりも高いです。特に未納月数が大体 3 か月以下の方、そういった方が督促等によって口座振替をやっていただく可能性、確率は非常に高くなっております。

榎谷主査 1 か月少し遅れた方で 10 日以内に出された方も、この口座振替 1,500 円の対象になると理解してよろしいわけですか。

中村室長補佐 はい。

榎谷主査 先ほど御説明いただきましたように、12 か月というインセンティブは、感覚的によくわからないんですが、12 か月というのはどの程度利用者の方が、一生懸命やろうと思われるような数字なんですか。12 か月と決められた何か根拠らしきものがあるんでしょうか。

後藤室長 例えば 10 月から翌年 9 月までにコンスタントに 1 人ずつ取ったとしますと、その方々のその後に納められる保険料というのは、10 月に取った人は翌年 9 月までは 11 か月とか 12 か月納付されることになると思うんです。ところが平均しますと 6 か月ぐらいの納付にしかならないんです。

したがって、当該年度の影響というのはコンスタントに口座振替に切り替えたとしても、恐ら

く半分ぐらいの対象月しか反映されません。そうだとすると、翌年に残りの半年分相当反映できるのかというと、そこはなかなか計算上難しいので、翌年分も踏まえた上で 12 か月分で評価をしたらどうか。

翌年はどういう評価になるかと言いますと、例えば口座振替によって優良納付者の層が当初設定したよりも上がったとしますと、事業者の方の発射台は既に上がった分を含んだ残りが、要求水準になってしまいますから、100%の要求水準が2年度目は在庫があれば2割を発射台で、残り8割は2年目の要求水準になっていくという、そういう意味での口座振替に切り替えるインセンティブになるのではないかと。12か月の根拠というのは単純に比較的高く評価する方が。

ただ、それが13か月と言われると1年を超える分を評価するのはなかなか難しいので、1年の最大の納付月数である12か月ということにさせていただこうかなということ考えております。

榎谷主査 これは合理的かどうかというのは、我々も含めてなかなか難しいです。とりあえず、そういう判断をしたということですね。わかりました。

口座振替というのは、入金が必ずきちんと反映される仕組みになっているんですか。口座振替したら必ずデータ処理されていて、口座振替されても処理が遅れるということはあるんですか。

口座振替ですから入金はしますね。例えば今日、入金されますね。ただ、処理が遅れていて入金処理されていないということもあり得るんですか。

後藤室長 口座振替されたデータそのものは、3営業日後には私どものデータに反映されますから、タイムラグ10日の間には。

榎谷主査 十分反映されている。

後藤室長 落ちた、落ちなかったというのは、ここでわかるようになっています。

榎谷主査 そうですか。うちの息子のところに通知が来ていまして、息子は口座振替にしているんです。それで私の口座から落ちるようになっているんですが、ごく最近12月分と1月分が未入金になっているんです。でもそれを調べたら振替をされているんです。何か相当遅れた処理をされているのかなと思ったんですが、そうではないですか。

2月現在と書いてあったので、そのデータ確認のために封筒で送られてきて、それを見たら2か月分未入金になっているんです。預金の残高がなくてできなかったのかなと思って調べたら、少なくとも12月、1月は年金か何かで口座ではちゃんと振替処理されていたので、相当遅れてということではないですね。3日でちゃんと処理されるわけですね。

後藤室長 考えられるとしますと、例えば今回のねんきん特別便ですとか、4月からの定期便あるいは確定申告に必要な納付書というものは、データ抽出が早いんです。皆さん方にお送りするために、例えば発送日の1か月くらい前に印刷に取りかかれるように、データ抽出は更に半月前とかで、恐らくそういうタイムラグだと思います。

榎谷主査 そうですかね。2月現在で来たのは3月か4月です。それを見たら、中に違っていれば書いてください、ということを書いて送らせていただいたんですけども。

後藤室長 そこはオンラインデータを除けば、先ほど申し上げたように3営業日を経過すれば、

必ず反映されます。

榎谷主査　そうですか。わかりました。ではそれは問題ないということですね。

稲生専門委員、どうぞ。

稲生専門委員　資料A - 2の37ページ以降に総合評価基準表がございまして、評価項目をかなり書き込んでいただいたということで、審査という意味ではやりやすくなったのではないかと考えております。

前回あまり議論していなかったんですけども、配点でございますが、今回800点ということで大幅に加点の点数を増やしまして、それ自体云々ということではないんですけども、その割り振り、配分を見ると38ページ業務事項の「a 実施する施策の内容及び実施体制（人員体制等）」ということで、要は具体的な納付督促業務が今回の競争入札の一番の真髄であるということで、加点はされているということは勿論重々承知をしておりますが、800点中430点。

これは思いはものすごくわかりますし、それ自体を否定するわけではないですけども、バランス的にはいかがかなということを考えておりまして、もしよろしければ430点という配点を設定された基本的な考え方をお聞きできればと思うんですけども、いかがでしょうか。

清川主査　1項目大体60点ぐらいを目安と考えておりまして、この事項に項目が特に集中しておりますので、足し上げた結果四百数十点ということでございます。

ほかの事項も1項目、2項目となっておりますけれども、特に業務をお願いする事項でございましたので、枠の中にたくさん事項があるというところで点数の配分が大きくなっているということでございます。

稲生専門委員　そうすると、逆に言うときき方になると思うんですけども、この430点のところは7項目あって、1項目60点ぐらいとおっしゃってましたので、それ自体は平仄がとれていると思うんですけども、逆に応募する側からするとわかるようでわからないというか、もう少し430点の中身を例えば3つぐらいの柱に分けて中項的に設けた方が、多分応募する人にとっては応募の資料をつくりやすいのではないかと議論をさっき中でしてました。

そういう処理がもしできないのであれば、こういう書き方で否定はいたしませんけれども、ちょっと整理が必ずしも余りきれいでないというか、430点と配点するのであれば更にABCと設けて、Aはこれこれについて具体的な項目はこうである。配点は90なら90とか、100なら100という形にしないと、逆に言うと審査をするときにも結構審査員の方が困ってしまうのではないかと。もし可能であればこちら辺は整理の仕方だと思うんですけども、御検討いただければいいのではないかと考えてございます。

後藤室長　御指摘の点はそのとおりであります。それから、御提案いただきましたように、この項目につきましてある程度区分をして、今は430点であります。これを細分することは可能であります。そこは工夫させていただきます。

稲生専門委員　よろしく申し上げます。

榎谷主査　事務局から何かございますか。

事務局　内容につきまして特にはないんですが、今のお話から資料の内容につきまして配点の区

分を細分化しまして、得点を細かくしますという内容に訂正していただいて、その部分を直した内容でパブコメにかけるといふ形でもよろしいでしょうか。

榎谷主査 そうですね。ほかのところも一遍ざっと見ていただけますかね。430点のところが一番重点なんですけれども、そのほかのところも、何でと言うのもポリシーの問題ですから、何でと言うのは昔の話かも知れませんが、点数の付け方として評価する方もわかりづらいところもあると思います。

また、入札する方もわかりづらいところもあるかも知れませんが、できるだけわかりやすく、どういう点を取れば自分として入札に勝つということがわかるように、わかりやすいようにできるだけ工夫していただけたらと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 もう一点、先ほどインセンティブの御説明をいただきましたけれども、まだ実施要項案には反映されておりませんので、そこは事務局と調整させていただいて、その結果を先生方に御相談させていただいた上でパブコメに移らせていただくという段取りでもよろしいでしょうか。

榎谷主査 では12か月ということで、とりあえず12か月がいいか悪いかまだわかりませんが、また結果を見て、あるいはパブコメの段階で何か意見があるかも知れませんが、その段階でまた御検討いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 すみません、追加の資料A-7を御説明をお願いします。

榎谷主査 19年度、20年度のものでですね。

後藤室長 A-7の資料ではありますが、19年度実施分につきましては今回第3期を迎えます。20年度実施分については第2期を迎えますけれども、要項上にありますように、諸条件が変わった場合についての要求水準の見直しの関係であります。

まず現年度の要求水準であります、現年度の要求水準というのは被保険者数をベースにしております。したがって、被保険者数の増減によって見直しを必要とするということになります。

これに関して言いますと、原則でいきますと資料の6、7ページにあると思ひますが、本来であれば被保険者の増減によって、要求水準である督促納付月数というのは増減するというので、プラスマイナスの数字がありますけれども、こういったことになるわけになります。

しかしながら、原則といたしまして被保険者が小さくなることによって要求水準が縮むということに関しては、事業の拡大ということにはならないので、これは数式に沿って見直しを行いたいと思ひますが、プラスのようなところは一旦契約をした事業そのものが拡大される可能性もあるので、その点からは増加した部分については、従来どおりの要求水準とさせていただくということにしております。

2点目は過年度の要求水準になりますけれども、こちらも考え方は同じであります。要は母数となっているものが動きますので、それに関して見直しをかけるということになります、実際は過年度の実績を見てみますと、全体が実は要求水準としては高くなるような結果になっております。

したがって、今回の過年度分の要求水準につきましては、従来どおりの要求水準の高さに

抑えるということにさせていただきたいと思います。

以上であります。

樫谷主査 よろしいですかね。事実がこうなので、それに従って修正したということです。

先ほどの件で、口座振替で残高がなくて決済されなかった場合は、翌月に決済されるようになるんですか。

後藤委員 残高不足なりで落ちませんと、翌月に再振替で2か月分落とします。それでも落ちないと、お電話差し上げたりということになります。

樫谷主査 そうですか。では何でだったんだろうか。2か月も残高がないということはないと思うので。今までそんなに使っていない口座なので、何でなかったんだろうな。

それはわかりました。また何か回答が来ると思いますので、すみません。

それでは、本実施要項(案)につきしては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、社会保険庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえまして、引き続き検討いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をいただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。なお次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。本日はどうもありがとうございました。